

官民競争入札等監理委員会
第99回議事録

内閣府公共サービス改革推進室
官民競争入札等監理委員会事務局

第99回官民競争入札等監理委員会
議事次第

日 時：平成24年11月12日（月）17:00～18:13

場 所：永田町合同庁舎1階第1共用会議室

1. 開 会

2. 議 事

(1) 実施事項（案）について

①国立新美術館管理・運營業務

②国立科学博物館の施設管理・運營業務

③中小企業大学校における企業向け経営管理者研修等及び中小企業支援担当者
向け研修に係る業務

(2) 経済産業省基盤情報システムの運用管理業務について

(3) 地方公共サービス小委員会の進め方について【非公開】

3. 閉 会

○樫谷委員長 時間よりちょっと前なんですけれども、全員そろいましたので、第99回「官民競争入札等監理委員会」を始めたいと思います。

本日の議題は、議事次第のとおりですけれども、議題4につきましては、本委員会運営規則第5条の規定に基づきまして、会議を非公開とし、後日、議事要旨を公開することといたしたいと思います。

「2. 実施要項（案）について」審議をいただきたいと思います。

本件につきましては、これまで入札管理小委員会で審議をしまりましたので、国立新美術館管理・運營業務、国立科学博物館の施設管理・運營業務、中小企業大学校における企業向け経営管理者研修等及び中小企業支援担当者向け研修に係る業務の3件について、稲生主査から御報告をいただきたいと思います。よろしくお願いたします。

○稲生委員 3件ございますけれども、まず初めに資料1-1、資料1-2を使いまして、国立新美術館管理・運營業務についての審議の結果報告をさせていただきたいと存じます。

まず資料1-1をごらんいただければと思います。

独立行政法人国立美術館におけます国立新美術館の管理・運營業務につきましては、公共サービス改革基本方針におきまして、平成25年4月から平成28年3月までの3年間を契約期間といたしまして、民間競争入札を実施するとされているところでございます。

これに基づきまして、当該民間競争入札の実施要項（案）を入札管理小委員会において審議いたしましたので、結果、特に論点と対応でございますが、以下のとおり御報告申し上げます。

「1. 確保すべきサービスの質について」でございますが、いろいろ議論があった中で、主な論点については、以下のとおりです。個別業務の質の設定につきまして、観客へのアンケートの結果により要求水準を設定している4業務、ここでは清掃業務、緑地管理業務、運営支援業務、警備業務でありますけれども、これ以外の業務につきましても、評価指標あるいは方法につきまして、検討してはいかかかというところでございます。

内容については、資料1-2の2～5ページに詳細がございますので、後ほどごらんいただければと存じます。

対応でございますが、個別業務の中で、観客へのアンケートの結果によりまして、要求水準を設定することになじまない業務、例えば統括管理業務、建築設備維持管理業務、講堂・研修室等の管理運營業務並びに廃棄物処理業務につきましては、仕様書で定めたとおりの業務の履行を求めるものであるために、美術館が行うモニタリングによりまして、事業者の業務に対する評価を行うといたしました。要はモニタリングを重視する形によって、対応するとしたところでございます。

「2. 民間競争入札に参加する者に必要な資格について」でございます。

論点でございますが、入札参加資格といたしまして、同種施設での業務実績を求めることにつきまして、同種施設に関する条件の緩和を検討してはどうかということでございます。

これは、同じく資料1-2の7~8ページに詳細が記載されているところでございます。

対応でございますけれども、美術館等の同種施設での業務実績につきまして、常時展示を行う施設以外の施設での業務実績を含めることにいたしました。なお、延床面積が6,000平米以上の条件についてでございますけれども、6,000平米以上の延床面積を持つ首都圏の主な美術館及び博物館が15カ所程度あることを確認した上で、当該条件を維持することといたしました。

実際に6,000平米以上の延床面積があるような美術館というのは、我々は少ないのではないかと懸念いたしましたけれども、データによりますと、相当数ございましたので、これは条件を維持するという形で結論をつけたところでございます。

資料1-1の裏のページ「3.パブリックコメントに出された主な意見と対応について」御説明をいたします。

主な意見と対応でございますけれども、まず1つ目です。統括管理業務の業務要員全員に求めることとしておりました、ファシリティマネジャー資格につきまして、統括管理勤務者のうち1名が保有していれば、業務上支障がないのではないかという意見が出されたところでございます。この点につきましては、同資格保有者の役割であるとか、建築設備維持管理業務でも同資格保有者の配置を条件としていますので、統括管理業務における同資格保有者を業務要員のうち1名以上と改めることといたしました。

具体的には実施要項(案)の9ページ目に記載があるところでございます。

続きまして、同じページの関係するところでございますけれども、建築設備維持管理業務の業務要員につきまして、防災センターにおきまして、消防用設備等の監視や操作等に従事する場合は、都条例で防災センター技術講習、これは2日間の講習だそうでございますが、これを受けることが義務づけられているところでございますので、全員が防災センター要因講習修了者の必要があるのではないかという意見がございまして、業務要員全員を講習修了者とすることにしました。これは都のいろいろな条例にも沿ったところで、修正を施したものでございます。

国立新美術館管理に関する議論、対応につきましては、以上でございます。

まとめてよろしいですか。

○樫谷委員長 はい。

○稲生委員 続きまして、2つ目の案件でございますけれども、国立科学博物館の施設管理・運営業務について、御説明をいたします。

資料につきましては、資料2-1の束をごらんいただければと存じます。

独立行政法人国立科学博物館における施設管理・運営業務につきましては、公共サービス改革基本方針(別表)におきまして、平成25年4月から平成28年3月までの3年間を契約期間といたしまして、民間競争入札による事業を実施することにされておりました。より多くのものが入札に参加することが可能となりますように、独立行政法人において検討しました結果、契約期間を平成30年3月までの5年間とすることにいたしました。

これに基づきまして、当独法から提出されました民間競争入札実施要項（案）を入札監理小委員会において審議をいたしましたところでございますので、以下、御報告したいと思います。

ここでは大きく2点に分かれてございますけれども「1. 事業の評価を踏まえた対応について」御説明をいたします。前回の入札参加者は3者でございましたが、そのうち2者が予定価格の範囲内でありましたが、1者が入札を辞退したということで、結果的に残った1者と契約を締結しているところでございます。

さらにより多くの方が入札に参加できることを可能にするための取り組みを考察したところでございますが、前回入札に参加し、落札に至らなかった2者に対しまして、ヒアリングを実施したということでございまして、このほか、前回入札説明書を取りに来た方を中心に、23者に対して実施要項のパブリックコメントを実施することについて周知を行ったところでございます。

その結果、実施要項の見直しをいたしました。

先ほど申し上げたとおり、契約期間を3年から5年にいたしました。これは資料2-2以降につけてございますが、6ページに詳細を書いております。3の(1)に記載がございます。

それから、統括責任者及び現場統括者につきまして、業務に支障が生じない範囲で、施設管理・運営支援業務を担当する者と兼務できるように、明示的に認めました。これは同じく資料2-2の仕様書の3ページでございます。仕様書は恐らく後ろの方だと思います。別添資料1の3ページをごらんいただければと思います。

続きまして「2. パブリックコメントに出された意見への対応について」御説明をいたします。パブリックコメントにおきましては、2者から5件の意見を寄せられたところでございます。主な意見と対応につきまして、資料2-1の裏のページをごらんいただければと存じます。

主な意見の1つ目でございますけれども、現状の施設管理の品質等に対する科学博物館のモニタリング評価の結果を開示していただきたいという意見が出されました。

これに対しましては、対応の1つ目ということで、意見を踏まえまして、モニタリングの結果及び評価を従来の実施状況に関する資料に記載したところでございます。これは資料2-2、別添資料3をごらんいただければと思います。これも後ろの方です。従来の実施状況に関する資料（案）の8ページ目でございます。8ページから10ページまでの3ページにわたりまして、相当細かく記載をいただいたところでございます。

続きまして、主な意見②でございますが、資料2-1の2ページ目にお戻りいただければと存じます。同種施設の建物規模といたしまして、博物館等の延床面積を6,000平米以上としているが、理由はあるのかということでございます。

対応でございますが、先ほど概略を申し上げたところでございますが、おおむね都道府県及び指定都市立の博物館を想定したものでございます。国民の共通財産である貴重な資

料を適切に保存し、将来に継承していきますので、博物館としての水準を満たす保存・展示環境を維持していくことが、国立科学博物館としての責務であり、都道府県レベルの同種施設での経験を通じまして、必要な知識あるいは技能を有している事業者を確保することが必要という理由を呈したところでございます。

資料２－２の実施要項（案）の７ページ目でございますけれども、これらの点についての指摘を明示させていただいているところでございます。

以上が国立科学博物館の施設管理・運營業務についての論点と対応でございます。

続きまして、実施要項（案）の３つ目でございますけれども、中小企業大学校における企業向け経営管理者研修等及び中小企業支援担当者向け研修に係る業務ということで、資料３－１並びに資料３－２をもって御説明したいと存じます。

資料３－１でございますが、独立行政法人中小企業基盤整備機構の中小企業大学校におけます企業向け経営管理者研修等及び中小企業支援担当者向け研修に係る業務につきましては、公共サービス改革基本方針（別表）におきまして、平成25年４月から平成26年３月までの１年間を契約期間といたしまして、民間競争入札による事業を実施することになってございます。これに基づきまして、当該民間競争入札の実施要項（案）を入札監理小委員会において審議いたしましたので、その結果（主要な論点と対応）につきまして、以下のとおり御報告申し上げます。

「１．確保されるべき公共サービスの質について」でございます。実施要項（案）は、資料３－２の３ページ、116ページ、123ページに関係するところでございます。

論点につきましては、確保されるべきサービスの質の１つに受講者への運營業者に対する満足度調査があったところでございます。アンケート内容については、温度等の調整が記載されているところでございます。しかしながら、室温管理につきましては、節電の影響等、民間事業者の責めに帰さない事由で受講者の満足度が低くなる可能性があるために、見直しが必要ではないかという論点を提起したところでございます。建物等に関する管理でございますので、温度の問題は悩ましいところでございまして、これをサービスの質に入れるかどうかというところを議論させていただきました。

対応点でございますけれども、研修運営担当者のサービス全体、中身については受講受付、事前の連絡、当日受付、オリエンテーション、教材等の配付、機器の準備、班編成、教室内の照明、温度等の調整、各種御案内や御質問への対応、交流会等でございます。これらのサービス全体に対する満足度について、アンケートを実施する予定でございましたが、民間事業者の責任の範囲外である施設環境に起因する回答が入る可能性があるということで、教室内の照明、温度等の調整、この部分は鍵括弧に入っておるわけでございますが、これを削除いたしました。節電の関係で、一部照明を暗くしたり、室温調整を民間事業者が自由に行えない可能性もあるためというのが、主要な理由でございます。

第２点でございますけれども、実施要項の61～62ページに関係するところでございます。「２．事業内容について」でございます。

論点といたしましては、講義中に何かしらの事態が起こった場合でも、すぐに事務局と連絡がとれる体制が必要であり、そのことも実施要項に明記してはいかかという問題提起をさせていただきました。言ってみれば、講師の方に対するサービスをより高めた方がいいのではないかという問題提起でございます。

対応でございますが、業務内容の教室運営の箇所以下のことを追記いたしました。民間事業者は、講義中は、講師が常に担当者に連絡ができる体制を整えることという点を追記するというところでございます。また、民間事業者が休憩時間や喫煙に関する留意事項等の研修生活に係るオリエンテーションを実施することも明文化したところでございます。

これらについては、先ほど申し上げましたとおり、実施要項（案）の61～62ページにかけて、内容を付記したところでございますので、御確認をいただければと存じます。

以上、駆け足でございますけれども、3つの案件につきまして、御報告をいたしました。御審議のほど、お願いいたします。

○樫谷委員長 ありがとうございます。

ただいまの御説明につきまして、何か御意見ございますか。

前原代理、どうぞ。

○前原委員長代理 1点だけ質問ですが、資料2-1のところ、2者のうち1者が辞退したと御報告がありましたけれども、辞退した理由は何でしょうか。

○稲生委員 これは事務局さんに答えていただいた方がいいですね。これは間違えたんですね。

○事務局 本来3年間のサービスの経費を入札するところ、間違っ、勘違いをして、1年分の経費だけを入れてしまって、価格が低過ぎたということです。そういう間違えがございました。

○前原委員長代理 低く落とし過ぎて、後でサービスの質が非常に落ちるということもあるからね。

○樫谷委員長 よろしいでしょうか。

○前原委員長代理 はい。

○樫谷委員長 ほかにございせんか。石堂委員、どうぞ。

○石堂委員 官庁の契約のときに、過去に同種の事業をやったことがあるかという要件が入っていて、それが参加業者を非常に制約することがあると思います。今回はそれを若干広げたということになっているんですけども、参加業者に過去の実績を問うときに、博物館の方にありますように、貴重なものを大事に置いておかなければならない、そういう展示物があるから、清掃等も慎重にやらなければならないというところで、その制限が入るという理解でよろしいですか。

○稲生委員 基本的にはおっしゃっているとおりでございます。貴重な展示物でございますので、それを傷めてはいけないということで、やはり過去の経験、それだけは譲れないところであるということもございまして、我々もそれに対して納得したところでござい

す。

○石堂委員 わかりました。

○樫谷委員長 6,000平米というのは、県の美術館などでは普通の話らしくて、全国には相当の数がある。だから、それほど競争制限にはならないだろうという理解もあったと聞いております。

ほかにございますか。よろしいでしょうか。

それでは、御報告いただきました3件の実施要項（案）については、異存がないということでもよろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○樫谷委員長 ありがとうございます。それでは、公共サービス改革法第14条第5項の規定により、付議されました実施要項（案）につきましては、監理委員会として異存はないということにしたいと思っております。

続きまして、次の議題である「3. 経済産業省基盤情報システムの運用管理業務について」経済産業省の牧内課長より御説明をお願いしたいと思います。5分ぐらいで、よろしくお願いいたします。

（経済産業省関係者入室）

○牧内課長 資料4をごらんください。

経済産業省の基盤情報システムといいますのは、職員一人ひとりのパソコンをつなぐネットワーク、ソフトなどでございます。平成23年度の市場化テストの事業選定の際に、各省庁一斉にこの関連業務を市場化テストの対象にするという閣議の決定がございましたので、選定されたものでございます。

閣議決定の内容につきましては、四角の枠囲いのところに書いております。平成25年1月を目途に入札公告

いたしました新しい調達では、運用乖離業務は調達しないということになりました。その御事情を御説明させていただきたいと思っております。

これまで、当省のシステムにつきましては、これまで経済産業省側でシステムを調達して、それを運用する運用支援要員を別の調達で行ってまいりました。

2つ目のパラグラフをご覧ください。現在の調達管理形態は、IT機器、回線、運用管理業務に分けて調達しておりました。が、平成25年2月運用開始予定の次期基盤情報システムでは、この調達方法を再編成して、クライアントPCサービスとか、セキュリティーサービスといったような9種類のサービスに分けて提供を受ける形ということで、調達を行いました。この結果、入札を行いまして、今年4月に事業者が決定したところでございます。

新しく調達したそれぞれのサービスにつきましては、運用管理業務も含んでおり、従来の方では一括してシステムの運用管理業務の調達を行わないことになりました。

ただ、なお書き以下で書いておりますけれども、新しい調達に付随してコンサルティング業務というものを別途調達しようと計画しています。このコンサルティング業務自体は、

これから調達されるわけですが、従来の運用管理とは全く異なる事業であるということで、運用管理業務にあたらぬという結論に至ったわけですが。

次々期の基盤情報システム、4年後ぐらいになると思いますけれども、これにつきましては、現在の調達方法自体のよさ、悪さを勘案した上で、方式を決めたいと思っております。

以上でございます。

○樫谷委員長 ありがとうございます。

ただいま経済産業省から御説明いただきました内容につきまして、何か御意見、御質問はございますでしょうか。

どうぞ。

○井熊委員 2点あるんですけども、まずサービスとしてというのはいいんですが、9種のサービスに分けているというんですが、この分け方が正しいのかどうかということが1つあります。

もう一つは、サービスとして受けて、4年後にもう一回入札をしたときに入札が成立するのかどうか。競争者があらわれるのかどうかということについて、どういう工夫をされているのかということをお聞きしたいです。

○牧内課長 9種類のサービスの分割の仕方ですが、これはセキュリティーサービスでありますとか、通常、市場で提供されているサービス、最近の技術の発展の仕方では、クラウドサービスということで、クラウドの面もありますし、それから、ASPサービスといった形のサービスもございますので、そういうサービスの形で調達したいということで、やらせていただきました。

今後につきましては、また技術の発展でどうなるかということにはわかりませんので、今回の調達で、運用とかコストとかパフォーマンスなどを勘案した上で、新たな調達方式になるか、今回を踏襲するのかということで、検討していきたいと思っております。

○樫谷委員長 井熊委員、よろしいでしょうか。何かございますか。

○井熊委員 サービス調達でシステム構築は含んでいないんですか。

○牧内課長 物によりまして、システム構築をして、我々にサービスを提供するものがあります。プライベートクラウドと呼ばれるような方式でございます。

○樫谷委員長 よろしいですか。

○井熊委員 わかりました。結構です。

○樫谷委員長 ほかに何かございますか。清原委員、どうぞ。

○清原委員 ありがとうございます。三鷹市長の清原です。

このたび、各府省の行政情報ネットワークシステム関連業務を一斉に市場化テストの対象とするということですが、あえて経済産業省さんでは、独自にこのような9種のサービスに分けてされるというのは、総務省さんは同じように情報通信をメインとされていますけれども、経済産業省さんとして、ICTのシステムを少し先取りした形で、個別にこのよう

な取り組みをすることによって、ほかの府省に何かポジティブな提案というか、そういうことをされたいという意図、趣旨がおありになったのかどうか。

そして、実際、これが稼働するのはいつからになるんですか。

○牧内課長 来年の1月末ぐらいからになると思います。

○清原委員 そうしますと、その間、検証されていくということですが、そのときに、経済産業省さんの職員の方の使い勝手であるとか、あるいは運用をしていくときの課題、解決であるとか、そういうことについては、もちろん内部で進められると思うんですが、そのプロセスをまた公表されて、ほかの府省の調達等にプラスになるようにされる御意向はおありになるかどうか、その2点を教えていただければと思います。

○牧内課長 ありがとうございます。

今回の調達方法につきましては、クラウドということで、民間の調達もどんどんクラウドの方に移行してきている。これはコストも含めまして、あとパフォーマンスも含めまして、先取りした形で、我々は進めたいと思っておりました。そういう意味から、この調達の方法とか、結論につきましては、CIO連絡会議でありますとか、そういう場面でも情報提供をしていって、いい方法をほかの役所の方々にも選んでいただきたいと思います。

○清原委員 ありがとうございます。

○樫谷委員長 運用の課題はどうですか。使い勝手の話です。

○牧内課長 課題につきましては、これまで我々はシステムを持っていて、それで運用していたということで、予想もしなかったような新しい使い方に対して、ちょっと改造をして、適応したいということが、結構綿密にできたと思います。今度はサービスなので、そこは1枚、標準サービスをベースにした提供になっていますので、そういう改造の様なことができるかどうかということところは、やってみないとわからないところだと思います。

○樫谷委員長 これから課題が出てくるかもわからないということですね。

○牧内課長 はい。

○樫谷委員長 そういうものも踏まえて、3年6カ月後にもう一回検討してみようということですね。

○牧内課長 はい。

○樫谷委員長 引頭委員、どうぞ。

○引頭委員 御説明ありがとうございます。

1点だけ質問なんですけれども、時系列でいうと、23年7月に閣議決定があって、そのときには次世代の次期システムが決まっていなくて、24年4月に事業者決定ということで、今回、御報告が11月ということなんですけど、4月に事業者決定した時点で、既に市場化テストになじまないという結論を得ていたように、外からは見えるんですけれども、報告が11月の今になった理由を教えてください。

○牧内課長 即座に御報告すべきだったと思いますが、調整などを行って、どのような調達になるかということをはっきりとさせていく過程で、御相談していたことから今の時点に

なってしまって、ちょっとおそくなつたと思っています。

○樫谷委員長 よろしいでしょうか。

○引頭委員 はい。

○樫谷委員長 どうぞ。

○小幡委員 9種のサービスそれぞれについて、今年の4月に事業者を決定したのですか。

○牧内課長 それは一括で入札を行いまして、一括で決まっております。

○小幡委員 それは9つそれぞれですか。

○牧内課長 9つを1つの入札仕様書に書いて、入札しております。

○小幡委員 事業者は1人ですか。一括して受けてもらったということですか。

○牧内課長 事業者は1人といいますか、3つの会社がコンソーシアムを組んで応募してきている状態でございます。

○小幡委員 そうすると、サービスを分けて提供するけれども、要するに事業者は1つ、コンソーシアムを組んでということですね。

○牧内課長 そうです。

○小幡委員 先ほどから皆さんおっしゃっているように、経産省が独自にこれがよいということに変えられたということだと思のですが、恐らくほかの府省との関係もございましょうし、今回のものが優れていると言えるかどうかというのは、是非検証した方がよいと思うので、情報を透明な形、比較できるような形で提供していただきたいと思います。

○樫谷委員長 どうぞ。

○前原委員長代理 特に一般競争入札のプロセスと内容をもう少し我々に詳しく教えていただきたいと思います。

○樫谷委員長 競争入札の状況を少し御説明ください。

○牧内課長 これは国際競争入札という全府省統一のもので、ある一定以上の規模の金額のものについては、国際競争入札を行うという基準に基づいて行っております。入札仕様書を作成する段階で意見招請を行います。これは仕様書の原案をつくり、それを公表し、それに対する修正意見を募集するものでございます。

この募集プロセスを経まして、仕様書を完成させまして、その仕様書に基づきまして、昨年の8月に競争入札の公募を開始いたしました。11月に締め切りまして、1月に入札を行いまして、決まったものでございます。

○樫谷委員長 3者がそれぞれグループを組んで入札されたということですか。

○牧内課長 入札した応募者は3者ございました。

○樫谷委員長 それぞれがグループを組んでということですね。

○牧内課長 それぞれグループを組むとか、単独で提案書を提出したのものもありました。その中で総合評価方式をとりまして、技術審査を行い、技術点と入札点50%、50%で配分をした結果、点数が一番よかったものを選定しております。

○樫谷委員長 もしわかればですが、従来の経費と比較していいのかわかりません

が、従来の経費と比較して、質はもちろん担保されていると思うんですが、経費的にはどんな感じになっているんですか。

○牧内課長 スペックが違いますので、単純な比較は妥当ではありませんが、ただ単に落札価格でいうと、5%程度価格が下がっております。

○樫谷委員長 なるほどね。

どうぞ。

○前原委員長代理 今のお話を聞いていると、はっきり言って、市場化テストにかけないで済ませる理由がよくわからない。そのやり方で市場化テストをやればいいのではないんですか。なぜかけないのか、私は非常に疑問に思います。委員の皆さんも多分そう思っていると思います。

○牧内課長 今回、閣議決定で市場化テストをすると言った範囲の事業は、運営管理業務ということで、システムのハードでありますとか、ソフトでありますとか、そういった面を除いて、それができ上がった後にメンテナンスをするという事業でございました。ところが、そういうメンテナンス事業自体を次期のシステムでは切り出すことができなくて、それぞれのサービスに混ざっている状態になっています。そういう事情から当初の事業と全く違うということで、今回はこれに当てはまらなくなってしまったというのが事情でございます。

○樫谷委員長 わかったようで、よくわからないのであれなんですけど、要するに当省が計画をしたもので閣議決定された、基本方針に入れられた。ところが、その後、結果的にそれと違う形になってしまったということで、当省のものはないということになって、対象外になった、新たなシステムになったということなんですか。

○牧内課長 そうです。要するに今まではハードを買い、ソフトをつくり、それを運用するという形で契約が横割り分かれていたんですけども、今回はセキュリティーサービス、クライアントサービス、こういう形に縦割りで切り直してしまったので、横断的な運用管理事業がなくなってしまったんです。そういう位置づけでございます。

○樫谷委員長 ただ、何となくこの文章だけを見ていると、基盤情報システムには変わらないので、基盤システムの形が変わっただけなのかという気がしました。基盤情報システムとして入札ができなかったのかという、恐らく単純な疑問だと思います。

○牧内課長 事業自体は運用管理業務というものでして、基盤情報システム全体が指定されているわけではありませんので、今回の調達の方法では妥当ではなくなったと理解しております。

○樫谷委員長 あとは、24年4月に決定しているのに、今ごろ報告があったということで、何かいかがわしいことをやるのではないかという疑心があります。変なことはないと思いますが、疑心暗鬼もありますので、是非タイムリーに、状況が変わった段階で御報告いただいて、手続をしっかりとっていただくことが大事だと思います。今後ともよろしく願いしたいと思います。

○牧内課長 はい。

○樫谷委員長 よろしいでしょうか。石堂委員、どうぞ。

○石堂委員 今の議論で尽きているのかもしれませんが、閣議決定されたことと違うやり方をとったことについて、政府の中での整理というのは、どういうふうにあるべきなんですか。

○樫谷委員長 事務局、お願いします。

○後藤参事官 閣議決定時点では内容が未定の事業などもございます。その整理については、閣議決定後に、変更事実を踏まえて監理委員会です承することとしております。次回、閣議決定をするときに、監理委員会で議を経ることになっていきますので、事前に監理委員会が了承しておれば、その議が速やかにいくということでございます。国民的にも閣議決定の内容と違う契約が実在したときに、監理委員会のホームページを見ていただければ、このような議論で整理されたことがわかるということで、従来からこのような方針にさせていただいているところです。

○石堂委員 わかりました。

○樫谷委員長 清原委員、どうぞ。

○清原委員 ICTに関しましては、技術革新が著しく早いということもありますし、また国の府省において、例えばCIOの取り組みなどでもしていただいておりますし、情報セキュリティー本部もつくってやっていたいただいているわけなのですけれども、そのときに、国全体として統一的な仕様のもをそろえていくのか、あるいは各府省でそれぞれ業務が違いますので、その独自性の中で追求していくかというような大きな課題が、今の経済産業省さんの取り組みの中にあらわれたのではないかと考えています。

したがって、閣議決定されたところで、運用管理業務にまずは焦点を当てて、できることから市場化テストでという方向性は、私は間違っていなかったと思うんです。けれども、現場でいざ発注しようとしたときには、技術革新の中で、特に取り扱いが多い経済産業省さんとしては、トータルなものでコストカットを考えられたと思います。市場化テストのメリットを追求しつつ、他方で、現場の府省の皆さんによる、国際的な状況変化とか、技術革新の変化の中で、何か工夫があれば、この次の閣議決定のときに、経済産業省さんの取り組みが反映できるような仕組みをつくっていただければと感じました。

以上です。ありがとうございます。

○樫谷委員長 ありがとうございます。

経済産業省は情報産業の所管でもありますので、そういう役割を担っているの、新しいことにチャレンジするというのは、大変重要なことだと私も思いますが、今、清原委員がおっしゃったように、それをどうやって各府省に理解していただいて、広めていくかということも大事だと思いますので、その件も含めて、今回の事業を行っていただきたいと思えます。

○牧内課長 かしこまりました。

○樫谷委員長 よろしいでしょうか。

それでは、ただいま経済産業省から御説明いただきました内容について、御了承いただけますでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○樫谷委員長 ありがとうございます。それでは、監理委員会として了承することとしたいと思います。

それでは、本日の公開審議はこれで終了となりますので、傍聴者の方は御退席をお願いしたいと思います。

(経済産業省関係者・傍聴者退室)